

就学援助制度の新入学学用品費を入学前に支給します

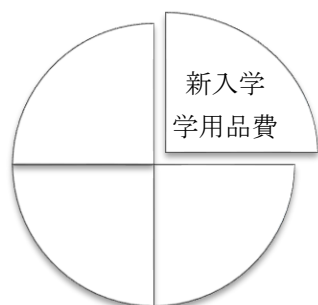
豊山町教育委員会

豊山町では、経済的な事情により就学が困難な児童生徒の保護者を対象に、就学援助制度を行っています。就学援助制度とは、学用品費や校外活動費、給食費、新入学学用品費等の一部を援助する制度です。

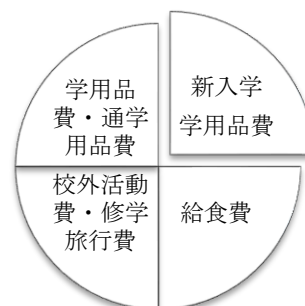
入学前に多額の費用が必要となることを考慮し、ご希望の家庭には「新入学学用品費」のみを前倒して支給します。

新入学学用品費の前倒し支給を希望される方は、裏面3に記載の受付期間内に申請してください。なお、新入学学用品費の支給を受けた場合においても、他の学用品費や校外活動費、給食費等の就学援助費を希望される方は、令和6年度当初に別途申請していただく必要があります。

入学前（前倒し支給）



入学後（就学援助費）



希望者は入学前に支給します。

※前倒して支給するものであり、入学後に再度新入学学用品費を受けられるものではありません。

※前倒し支給を希望しない方が次年度に就学援助費の支給認定を受けた場合、新入学学用品費は入学後に支給します。

1 支給を受けることができる方

令和6年度に豊山町立小中学校に入学予定の児童生徒の保護者(父母)で、令和5年度に次のいずれかに該当する方。

- ① 生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方
- ② 町民税を非課税とされた方
- ③ 町民税を減免された方
- ④ 個人の事業税を減免された方
- ⑤ 固定資産税を減免された方
- ⑥ 国民年金の保険料を減免された方
- ⑦ 国民健康保険税を減免・徴収猶予された方
- ⑧ 児童扶養手当の支給を受けた方

※令和5年11月1日以降に児童扶養手当の対象外となった場合は、再審査の対象となります。

- ⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方
- ⑩ その他経済的理由により就学が困難な方

注) ⑩の方は所得審査により判断し、世帯の所得金額が生活保護基準の1.2倍以下の世帯です。

※【参考】所得審査認定基準所得額

3人世帯(35歳・34歳・6歳)	4人世帯(36歳・35歳・7歳・4歳)	5人世帯(45歳・44歳・14歳・11歳8歳)
2,170,000円	2,520,000円	3,380,000円

注) 認定基準所得額は目安であり、世帯構成、人数、年齢等により異なります。

2 援助内容

金額は下記のとおりです。国の基準に基づき、金額は年度により異なります。

費目	小学生	中学生
新入学学用品費	54,060 円	63,000 円

3 申請方法

下記期間中に、申請書に必要な証明書類等を添付し、提出してください。

提出先	豊山町役場 3階 9番窓口 学校教育課 学校教育グループ
受付期間	令和5年10月2日(月)から令和5年11月10日(金)まで

注) 上記期間終了後も、令和6年3月29日(金)までは申請できますが、支給時期が遅くなりますので、ご注意ください。

4 申請に必要なもの

- (1) 令和5年度就学予定者就学援助費申請書
- (2) 証明書類等(次のいずれか)

① 生活保護法に定める教育扶助の廃止・停止をされた方	保護廃止停止通知書の写し
② 町民税を非課税とされた方	町民税課税証明書の写し(※)
③ 町民税を減免された方	
④ 個人の事業税を減免された方	県税減免通知書の写し
⑤ 固定資産税を減免された方	固定資産税の納税証明書(※)
⑥ 国民年金の保険料を減免された方	国民年金の保険料免除承認通知書の写し
⑦ 国民健康保険税を減免・徴収猶予された方	国民健康保険税減免通知書又は徴収猶予通知書の写し(※)
⑧ 児童扶養手当の支給を受けた方(ひとり親家庭)	児童扶養手当証明書の写し
⑨ 生活福祉資金貸付制度による貸付けを受けた方	生活福祉資金貸付決定通知書の写し
⑩ その他経済的理由により就学が困難な方	世帯全員の所得課税証明書(※)

※申請書の裏面「町民税等所管部署照会承諾書」に同意された方は、②・③・⑤・⑦・⑩の証明書類の添付は省略ができます。

- (3) 現状審査依頼書(⑩の方のみ)
- (4) 前住所地で発行された所得課税証明書(令和5年1月2日以降に転入された方のみ)

5 認定・支給方法

- (1) 書類審査又は所得審査を行い、12月頃に認定又は否認定の通知を送付します。
- (2) 認定にあたり、世帯状況や所得等を確認する場合があります。令和5年11月1日から児童扶養手当が対象外になった場合は、再審査の対象となりますのでご注意ください。
- (3) 新入学学用品費は口座振込みとし、支給は12月頃を予定しています。
- (※) 支給後に豊山町立小中学校へ入学しないことが分かった場合、支給した新入学学用品費は返還していただきます。転出等の予定がある場合はお早めにご連絡ください。

【問合せ先】

豊山町教育委員会事務局 学校教育課
電話 0568-28-2211(直通)
FAX 0568-29-1177